

長崎県立総合運動公園指定管理者募集要項

長崎県立総合運動公園（以下「公園」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び長崎県立都市公園条例（昭和35年長崎県条例第39号、以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集します。

1 対象となる施設の名称及び所在地

- (1) 名称 長崎県立総合運動公園
- (2) 所在地 長崎県諫早市宇都町27番1号

2 対象となる施設の概要等

- (1) 面積 約31.8ヘクタール
- (2) 主な施設の構造・規模等

有料公園施設の名称

- ・陸上競技場 トラック 1周 400m 走路9コース 全天候舗装
(第1種公認) フィールド 天然芝
施設 室内練習場、トレーニング室、会議室、放送室、記者室、
医務室、更衣室、事務室、便所、倉庫 等
照明設備 1500ルクス 大型映像装置 雨水利用施設
- ・補助競技場 1周 400m 8コース 全天候舗装
(第3種公認) フィールド 天然芝
施設 倉庫兼用スタンド等
- ・テニスコート 砂入り人工芝 16コート 全コート照明
(うち8面は諫早市テニス場)
- ・野球広場 4面(2・4コートはナイター照明)
- ・ソフトボール場 1面 照明設備完備
- ・水泳プール 25mプール、幼児プール、レインドロップ、流水プール、ロックスライダー、ウォータースライダー

その他公園施設の名称

- ・ちびっこ広場、芝生広場、駐車場、便所等

(3) 施設の沿革

長崎県立総合運動公園は、諫早市宇都町の国道57号沿いの市街地に位置し、昭和44年に開催された第24回国民体育大会のメイン会場として建設された総合公園です。

平成26年に開催された第69回国民体育大会に向け、陸上競技場及び補助競技場の建て替え整備を行いました。

令和2年度に諫早市が旧サッカー場跡地に8面のテニス場を整備しました。（運営は県が市から事務委託を受けており、指定管理者は県テニス場と同様の管理を行う。）

3 管理運営方針

(1) 基本方針

県立総合運動公園は、上山公園の一部に位置づけられ、市街地における緑のシンボルとして、緑豊かな都市景観を創り出しており、市民の身近な安らぎを感じられる憩いの場となっているとともに、背後には約90ヘクタールの森が広がり、風致地区に指定されるなど豊かな自然環境にも恵まれています。

公園内には、この緑豊かな環境の中で楽しむことができる陸上競技場などのスポーツ施設をはじめ、子供たちや家族で利用できる水泳プールや遊具施設、広々とした芝生広場などが整備されており、スポーツやレクリエーション、散策等による健康維持の場や、各種イベント等による交流・ふれあいの場を提供しています。

また、延焼拡大の防止、災害時の避難場所としての役割、救護活動の場を提供する等、都市防災機能も有しています。

なお、平成25年3月に供用開始した陸上競技場は、日本陸連第1種公認の競技場として各種陸上競技大会等が開催されるとともに、Jリーグ2部V・ファーレン長崎のホームスタジアムとして年間20試合以上のホームゲームが開催されます。

この施設の設置目的を十分に理解し、多様な機能を持つ都市施設として、適正な管理運営を行う必要があります。

(2) 維持管理方針

園地や植栽については、公園の特性を踏まえ、豊かな自然環境の保全や創出を行うため、適正な管理により安全で衛生的な質の高い維持管理水準が求められます。

また、公園は、幼児からお年寄りまで幅広い利用者が様々な目的で利用します。施設や設備については、誰もが安全に、快適に、安心して利用することができるよう、適正な管理や保守点検を行う必要があります。

(3) 運営方針

公園利用者のスポーツ・レクリエーション等の多様化に対応できるよう、利用者ニーズの把握に努め、これらを踏まえた管理運営を行う必要があります。

また、都市公園を利用したスポーツの普及に寄与するような業務、公園施設の利用を促進するようなイベントの開催、県民との協働の機会を増やすような業務を行うことも必要です。

(4) これからの都市公園に求められる役割

都市公園はこれまでも県民のスポーツ・レクリエーション・健康の維持の場、地域の祭りやイベントの開催場所、ボランティアの活動の場などとして、県民の交流拠点としての役割を果たしてきました。

一方、人口減少による地域コミュニティの希薄化、地域活性化への関心の増大など社会情勢の変化を背景に、これまで以上に県民の活発な交流拠点として地域の活性化に積極的に寄与することが求められています。

こういった背景を受け、県立総合運動公園の管理者として、県内最大の陸上競技場を中心とする各種スポーツ施設や市街地の中にある憩いの緑地など固有の資源を利用し更なる公園の利活用を図ること 県民の主体的な参加による多様な公園の利活用を図ること が必要とされます。

(5) 法令等の遵守

公園の管理運営業務を行うにあたっては、次の法令等を遵守していただきます。

(ア) 都市公園法（以下「法」という。）、都市公園法施行令、都市公園法施行規則

(イ) 地方自治法、地方自治法施行令

(ウ) 労働基準法

(エ) 長崎県立都市公園条例、長崎県立都市公園条例施行規則

(オ) 長崎県個人情報保護条例

(カ) 施設維持、設備保守点検に関する法規

水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、消防法

(キ) その他の関連法規

4 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲は次の(1)～(6)のとおりとします。

業務内容の全部又は主要な部分を第三者に対して委託することはできません。ただし主要な部分以外の業務については、専門の業者等（別紙資料11）に委託できるものとします。

業務の範囲と内容の詳細については、別添「仕様書」を参照して下さい。

(1) 公園及びその附属設備の維持管理に関する業務

(ア) 公園区域内の竹木、芝生その他の植生の育成管理

(イ) 公園区域内の清掃整備並びに公園施設・設備の保守・管理及び軽微な補修

(ウ) 公園利用者の安全の確保のため必要な措置

(2) 公園の利用に関する業務

(ア) 公園内での行為の許可（条例第3条関係）

(イ) 有料公園施設の利用の承認（条例第7条関係）

(ウ) 上記(ア)及び(イ)に係る利用料金の設定及び徴収事務

(エ) 公園施設の利用行為に関する監視

(オ) 公園の利用促進及び都市公園を利用したスポーツの普及に寄与する業務

(3) 備品の管理に関する業務

(4) セルフモニタリング

(ア) 業務遂行の記録

日常・定期的に行う施設の清掃、機器の点検、安全対策等のほか、施設の利用状況、料金の収納状況等について日報・月報に記録する。

(イ) 利用者アンケート（定期又は随時）の実施

意見箱の常設による日常的な情報収集や来園者に対するアンケートを実施する。

(ウ) 事業報告書の作成・提出

毎年度事業終了後に、管理業務に関し以下の事項などについて事業報告書を提出する。

・管理業務の実施状況（人員配置、設備管理状況、故障・修繕など）

・施設の利用状況

・利用料金の収入実績

・管理に要した経費の収支状況

(エ) (ア)から(ウ)までに基づく自己評価

その良否・課題・解決策等を分析・評価し、業務改善にフィードバックする。

- (5) 陸上競技場、補助競技場における体育及び競技用具の日常点検・報告
(7)用具の数量確認、保管状況の確認、安全確認

(6) 大規模災害発生時の緊急対応

県立総合運動公園は諫早市より災害対策基本法上の緊急避難場所として指定されています。その為、地震等の大規模災害が発生した場合は、一時的に避難住民を受け入れるため施設を開錠するなどの対応を求められる場合があります。また、具体的な指定管理者の役割は、別途県・地元市・指定管理者で協定を結び定めることとなります。

(7)前各号に掲げるもののほか、公園の運営に関して必要と認める業務

施設の運営にあたっては、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度」を採用するため、行為許可及び有料公園施設に係る利用料は指定管理者の収入となります。よって、指定管理者は、管理運営に係る収支について、一定の責任を負うことになり、施設の利用を促進し、収入の確保を図る必要があります。

5 指定管理者の指定（予定）期間

- (1) 指定（予定）期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年とします。
- (2) 指定（予定）期間は、議会議決後、正式に指定期間となります。
- (3) ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、県は、公園の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

6 対象となる施設の管理運営経費等

- (1) 公園の管理運営にかかる全ての費用は、県からの負担金及び利用料金収入並びにその他の収入をもって充てるものとします。
ただし、使用価値や効用を積極的に高めるために必要となる一定規模以上の修繕及び改良は、県が実施します。
- (2) 公園内の管理事務所については、県が指定管理者に貸与します。
ただし、管理事務所の使用に係る光熱水費については指定管理者の負担とし、これらの受給契約は、指定管理者が行うこととなります。
- (3) 公園内の光熱水費については、全て指定管理者の負担とし、これらの受給契約は、指定管理者が行うこととなります。
- (4) 県が支払う負担金の額については、以下に定める額を上限とし、事業計画書を作成してください。なお、協定書に定める負担金額は、提案された金額に基づき、県が適正と認める範囲内で県と指定管理者の協議の上定めます。

(上限額)	令和5年度	102,680千円/年
	令和6年度	117,080千円/年
	令和7年度	123,680千円/年
	令和8年度	123,680千円/年
	令和9年度	123,680千円/年

県立総合運動公園陸上競技場をホームスタジアムとしているJリーグ2部V・ファールン長崎は、ホームスタジアムの令和6年度途中での移転を検討されています。ホームスタジアムの移転に伴い、陸上競技場の有料施設使用料や行為許可収入(広告・屋台・駐車場等)の減収が見込まれることから、代替イベントの開催等による増収対策、経費の抑制対策を行う必要があります。

このため、令和6年度以降の事業計画については、令和6年8月末移転と想定の上、ホームスタジアム移転に伴う収支への影響や収支改善対策を含めて提案していただくようお願いします。

また、事業計画書作成にあたっては、「資料編」資料5記載の「陸上競技場設備の更新」に記載の設備・機器等の更新を検討しており、このうち指定管理者が実施するものと県が認めたものは負担金に追加計上しますので、事業計画に計上する必要はありません。

7 県と指定管理者の役割分担について

公園の管理に関する県と指定管理者の業務の分担は、下記のとおりとします。

項 目		指定管理者	県
1	施設の維持管理		
2	行為の許可(条例第3条)及び使用料の徴収(条例第12条・第13条)		
3	有料公園施設の利用承認(条例第7条)及び使用料の徴収(条例第12条・第13条)		
4	設置・管理の許可(法第5条第1項)及び使用料の徴収(条例第11条～第13条)		
5	占用の許可(法第6条第1項・第3項)及び使用料の徴収(条例第11条～第13条)		
6	施設の補修・修繕(250万円以下の工事) 執行にあたってはあらかじめ県と協議が必要		
7	空調設備及び全熱交換器フィルター交換等		
8	施設の補修・修繕(250万円を超える工事)		
9	体育及び競技用具の補修・修繕		
10	災害復旧(本格復旧)		
11	苦情対応		
12	事故対応		
13	管 理 責 任	管理の瑕疵によるもの	
		設置の瑕疵によるもの	

8 県と指定管理者のリスク分担について

公園の管理に関する県と指定管理者のリスクの分担は、下記のとおりとします。

リスクの種類	内 容	負 担 者	
		指定管理者	県
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		(注)
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		
周辺施設・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの訴訟、反対や要望への対応		
	上記以外 1		
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更への対応 2		
	上記以外 3		
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更への対応 4		
	一般的な税制変更 5		
事業の変更	県の責めによる理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		
	上記以外		
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備、資料の修復による経費の増加及び事業履行不能		
施設・設備の損傷	指定管理者の故意または過失によるもの		
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		
	上記以外で相手方が特定できないもの		
第三者への賠償	指定管理者の故意または過失によるもの		
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		
	上記以外で相手方が特定できないもの		

事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		
----------	--	--	--

(以下 リスク内容の一般的な例)

- 1 施設の新設や改修に係る要望等
- 2 耐震基準の変更等施設改修が必要となる法令変更等指定管理料の変更を要するもの
- 3 労働関連に係る法令改正、個人情報取扱の変更等指定管理料の変更を要しないもの
- 4 指定管理料に係る消費税及び地方消費税
- 5 法人税・事業所税など法人としての指定管理者に課されるもの

(注) 物価変動(人件費、物件費等)に伴う経費の増は基本的には指定管理者のリスクであるが、原油価格・物価高騰等に伴う急激な物価変動により運営の継続に支障をきたすような物価変動があった場合は、県に協議できるものとする。

9 応募資格

(1) 指定申請書を提出することができるのは、次に掲げる全ての要件を満たす法人その他団体とします。(個人で応募することはできません。)

なお、資格を満たしていることについて、誓約書(様式 2)を提出してください。

また、指定申請以降に、次に掲げる条件を満たさないこととなった場合は、指定をしない又は指定を取り消すことがあります。

(ア) 県内に主たる事務所を有していること。

(イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(ウ) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の滞納がないこと。

(エ) 国又は長崎県及びその他の地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。

(オ) 長崎県が行う各種契約からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。

(カ) 指定までの間において、会社法(平成17年法律第86条)475条又は644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)

(キ) 申請書の提出期限の日以前6月から指定管理者決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

(ク) 一級造園施工管理技士の資格を有する者を配置できること。

(2) 単独で応募した法人等は、当該公園において他の応募団体の構成員となることはできません。また、1つの法人等が複数の応募団体の構成員となることもできません。

- (3) 団体が応募する場合は、団体の代表者が申請手続きを行います。また、団体が応募する場合、代表者及び構成するものの変更は原則として認めません。ただし、団体を構成するものについては、業務遂行上支障がないと県が判断した場合は、変更を認めることがあります。その場合には、必要に応じ応募書類の再提出を求めます。

10 指定管理者の指定申請に関する提出書類

指定管理者の指定を受けようとするものは、以下のとおり、指定管理者指定申請書に、誓約書、事業計画書、付属書類を添えて申請して下さい。

- (1) 指定管理者指定申請書（長崎県立都市公園条例施行規則 様式第18号）
- (2) 誓約書（様式 2）
- (3) 事業計画書（下記事項を含む別紙様式ア）
 - 都市公園の管理運営方針に関する事項
 - 中期計画に関する事項
 - 管理運営の内容に関する事項
 - 収支計画に関する事項
 - 組織及び人員に関する事項
 - その他知事が必要と認める事項
- (4) 付属書類
 - 団体等の定款又は寄付行為又はこれに類するもの
 - 法人の場合は登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）、法人以外の場合は代表者の住民票（3ヶ月以内に取得したもの）
 - 団体等の組織図及び人員表（役員、常勤従業員、非常勤従業員等）3ヶ月以内のもの。役員の名簿及び履歴書
 - 団体の概要に関する書類
 - ア）法人又は団体の概要及び構成（別添様式イ及びウ）
 - イ）貸借対照表（前事業年度を含む直近の3ヶ年分）
 - ウ）損益計算書（前事業年度を含む直近の3ヶ年分）
 - エ）営業（事業）報告書（前事業年度を含む直近の3ヶ年分）
 - オ）決算書附属明細書又はこれに類する書類（前事業年度を含む直近の3ヶ年分）
 - カ）共同事業体協定書（団体応募の場合のみ）
 - 県税、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明
 - その他、施設の設置者が必要と認める書類

について

新たに法人等を設立する場合は、長崎県議会における指定管理者の指定の議決（令和4年12月予定）までに登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

ア)～オ)について

- ・新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあつては、収支予算書又はこれに類する書類をもってこれらの書類の提出に代えることができる。
- ・設立2年度の団体にあつては、前事業年度にかかる書類を提出すること。

について

新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあつては、添付を要しない。

11 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和4年8月8日(月)から令和4年9月7日(水)まで(長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前9時から午後5時までとします。

(2) 配布場所

募集要項及び仕様書等については、長崎県ホームページよりダウンロードできます。また、下記窓口でも配布を行います。

募集要項配布窓口

〒850-8570 長崎市尾上町3-1(県庁行政棟6階)

長崎県土木部道路維持課 管理班

: 095-894-3142 FAX : 095-820-0683

e-mail : s08130@pref.nagasaki.lg.jp

ホームページ(下記アドレスから様式のダウンロードができます。)

指定管理者制度 : <https://www.pref.nagasaki.jp/section/singyo/index.html>

道路維持課 : <https://www.pref.nagasaki.jp/section/doroiiji/index.html>

12 指定申請書の提出方法

(1) 提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1(県庁行政棟6階)

長崎県土木部道路維持課 管理班

(2) 提出期間

令和4年8月16日(火)から令和4年9月7日(水)まで(長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前9時から午後5時までとします。

(3) 提出方法

持参又は郵送によります。電子メール、ファクシミリによる提出は不可とします。郵送の場合は書留郵便により提出期限の令和4年9月7日(水)午後5時必着とします。

(4) 提出部数

正1部、副8部(副本は複写可)計9部

また、事業計画書及び提出された資料については一切返却いたしません。

13 指定申請書等の作成及び提出上の留意事項

(1) 指定申請書等の様式等

指定申請書等の作成にあたっては、労働基準法をはじめとする関係法規を遵守する内容とします。

指定申請書等は、日本工業規格のA4の大きさとします。

ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。

(2) 言語、通貨、単位等

指定申請書等に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

(3) 重複提案の禁止

申請1法人につき、提案は1案とします。複数提案することはできません。

(4) 指定申請書等の再提出、差し替えの禁止

提出後の提出書類の再提出及び差し替えは、県が指示する場合を除き、認めません。

(5) 指定申請書等の取扱い

提出された指定申請書等は、理由の如何を問わず、一切返却しません。

また、指定管理者を選定する以外の目的で使用することはありません。ただし、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。なお、指定管理者候補者の指定申請書等は、指定管理者指定後、県が公表できるものとします。

(6) 指定申請の辞退

申請受付後に辞退する場合は、必ず書面にて提出して下さい。（様式は任意）

(7) 指定申請に関する費用

指定申請書等の提出及びその他申請に係る費用については、全て申請者の負担とします。

(8) 不正行為の禁止

指定申請書等の記載に虚偽又は不正があった場合、その他申請法人及びその関係者において不法又は不正な行為があった場合は、失格とします。

(9) 接触の禁止

申請団体及びその関係者が、審査委員及び本件募集関係者に対して、本件審査に関して公平を失する接触を行った場合は、失格とします。

14 その他留意事項

(1) IS014001

管理運営にあたっては、IS014001の趣旨を踏まえた環境保護の活動に積極的に取り組む必要があります。

(2) ネーミングライツ

県では、陸上競技場に「トランスコスモスタジアム長崎」という愛称を付与するネーミングライツの協定を締結しています。このため、ネーミングライツパートナーが設置した愛称を表示する看板5箇所について、地上からの目視点検による電球切れ等異常の報告及び電気代負担を行う必要があります。

ネーミングライツとは、県の施設に企業名等を使った愛称をつけて施設の名称として使用する権利

15 説明会について

令和4年8月16日(火)午前10時00分から、県庁行政棟6階601会議室にて説明会を行います。

参加を希望する方は、8月12日(金)午後5時までに様式1「説明会参加申込書」により郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかでお知らせ下さい。参加者は、1団体あたり2名までとします。

なお、説明会の参加の有無が指定申請書の提出を妨げるものではなく、指定管理者の選定に関わるものでもありませんので、申し添えます。

説明会日時・会場

日時：令和4年8月16日(火) 午前10時00分～

会場：長崎市尾上町3-1 県庁行政棟6階601会議室

説明会参加申込書提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1(県庁行政棟6階)

長崎県土木部道路維持課 管理班

：095-894-3142 FAX：095-820-0683

e-mail：s08130@pref.nagasaki.lg.jp

16 指定管理者の指定

- (1) 指定管理者の候補者を、条例第24条の規定に基づき、下記の選定基準により選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定します。

事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであること。また、公序良俗に反しないものであること。

事業計画書等の内容が、条例第22条に掲げる業務を行うことにより、都市公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った都市公園の管理を安定して行うことができるものであること。

条例の目的に照らして、設置者である長崎県との連携が十分に図れるものであること。

- (2) 指定申請以降に「9 応募資格」に掲げる条件を満たさないこととなった場合は、指定をしないことがあります。

- (3) 指定管理者の指定にあたっては、県と協定を締結することとなります。

指定管理者は県との協定で定めた事業計画書を基に業務を行いますが、指定管理期間中に業務改善などの提案がある場合は県との協議の上業務内容の変更が出来ます。

(4) 業務の引継ぎ

当該募集により指定管理者が交替することとなった場合、指定管理者候補者は、指定管理者指定後に県及び現在の指定管理者と、速やかに業務の引継ぎについて協議を行い、指定期間開始までの間の引継計画を策定し、県に報告するものとします。引継ぎにかかる費用は原則として指定管理者候補者が負担することとし、都市公園の運営業務に支障をきたさないよう引継ぐこととします。

17 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法

選定は、公募による応募者の審査を行うために長崎県土木部道路維持課が設置する指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行います。

(2) 審査内容

ア 1次審査（書類審査）

提出された書類について、応募資格や事業計画書の内容などを審査したうえで、2次審査（面接審査）の対象者を選定します。

1次審査の結果については、応募者全員に通知します。

イ 2次審査

申請者に対し、事業計画の内容などの説明を求め質疑を行う、面接審査を実施します。

(3) 選定委員会事務局の所管

選定委員会の事務局は、土木部道路維持課に設置します。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、指定申請書提出者すべてに文書で通知します。

（令和4年11月を予定。）

(5) 審査基準及び配点

審査基準及び配点については、次のとおりです。

事項	区分	配点	評価の観点	細配点
1 都市公園に関する理解度と管理基本理念	1 住民の平等な利用の確保に関する事項	14	・平等な利用の確保に関する認識が高いか	2
	2 個人情報の保護に関する事項		・個人情報の保護に関する認識が高いか	2
	3 公園の効用の最大限の発揮に関する事項		・安全・安心・快適な利用を確保しながら、公園の効用を最大限に発揮する手法が記載されているか	3
	4 管理費用の縮減及び利用料収入の増大に関する事項		・経費縮減及び利用料収入の増大に関し適切な取り組みが、具体的かつ実現性をもって記載されているか	7
(小計)		(14)		
2 中期計画に関する提案	中期計画について	8	・管理運営の内容に関する記載に対応して、有料公園施設の利用者数や収入の数値設定は適切なものとなっているか	4
			・管理運営計画の中で、それぞれの実施計画により、その数値設定は達成する可能性があるか	4
(小計)		(8)		

3 都市公園の管理運営に関する提案	(1) 供用日・供用時間その他のサービス向上について			
	1 供用日について	4	・施設の利用率を高めるような事業計画が記載されているか	2
	2 供用時間について		・サービス向上が見込める提案が記載されているか	2
	3 その他のサービス向上について			
	(2) 利用料金の設定について			
	1 行為許可に関する利用料金の設定	4	・行為許可に関する料金の設定は適切か	2
	2 有料公園施設の利用料金の設定		・有料公園施設の料金の設定は適切か	2
	(3) 安全・安心で快適な利用サービスの提供			
	1 公園内の竹木、芝生、その他の植生の育成管理について	16	・植生の育成・管理方法が適正かつ具体的に記載されているか	5
	2 公園施設及び公園内の清掃、廃棄物等の処理処分について		・公園施設及び公園内の清掃方法、廃棄物の処理・処分について、適正に具体的に記載してあるか	3
	3 利用者の安全確保のため講じる措置について		園内の安全、事故防止に関し意識が高く、その対策が適正かつ具体的に記載してあるか	2
			・危機管理に関し意識が高く、職員への徹底が記載してあるか	2
	4 公園施設等の軽微な補修について		・遊具の安全対策について、適正かつ具体的に記載してあるか	2
		・軽微な補修についての対応姿勢が記載してあるか	2	
	(4) 公園を利用したスポーツの普及やイベントの企画等、都市公園の利用促進について			
	1 都市公園の利用促進に関する方針及び手法について	15	・都市公園の利用促進に関する方針及び手法について、具体的かつ実現性の高い提案があるか	5
2 都市公園を利用したスポーツの普及について	・都市公園を利用したスポーツの普及について、具体的かつ実現性の高い提案があるか		5	
3 県民参加型の公園管理・利活用の促進に関する取り組みについて	・県民の公園運営・利活用への主体的な参加を促すような取り組みについて具体的かつ実現性の高い提案があるか		3	
4 都市公園を利用したイベントの企画等について	・都市公園を利用したイベントの企画等について具体的かつ実現性の高い提案があるか		2	
(小計)		(39)		
4 収支計画に関する提案	1 収入計画について	21	・管理運営の内容に対応し、適切な収入計画となっているのか	8
	2 支出計画について		・管理運営に関する提案に対応し、適切な支出計画となっているのか	3
			・人件費の設定に著しい不適切はないか	2
・管理経費の県負担の軽減が図られているか			8	
(小計)		(21)		
5 都市公園を管理する組織及び人員等に関する提案	1 公園を管理する組織及び人員について	18	・担当の知識及び経験を有する適切な人材が配置されているか	5
			・公園の管理業務全般を行うに足る職員が適切に配置されているか	5
			・管理体制及びその業務を安定して維持できる人的基盤・財政的基盤を有しているか	5
			・公園又は類似施設の管理実績があるか	3
(小計)		(18)		
(合計)		(100)		

18 指定管理者の業務開始までの主なスケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|------------------------------|
| (1) 指定書類受付期間 | 令和4年8月16日（火）～
令和4年9月7日（水） |
| (2) 書類審査 | 令和4年9月8日（木）～ |
| (3) 指定管理者候補決定 | 令和4年11月頃 |
| (4) 議会における議決 | 令和4年12月頃 |
| (5) 指定管理者の指定の告示（県広報） | 令和5年1月頃 |
| (6) 基本協定の締結 | 令和5年2月頃 |
| (7) 年度協定の締結 | 令和5年3月頃 |
| (8) 指定管理者による管理の開始 | 令和5年4月1日 |

19 質問の受付

募集要項等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和4年8月16日（火）～令和4年8月29日（月）まで（長崎県の休日を守る条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 申込方法 募集要項に関する質問書（別添様式エ）に記入の上、ファクシミリにて申し込みください。
ファクシミリ送信後に、電話にて受信確認を行ってください。
- (3) 申込先 説明会参加申込書提出先と同じ

20 質問への回答

19の質問に対する回答を、15説明会の参加者及び質問の回答を希望する者に対して行います。15説明会に参加せず質問の回答を希望する者は、質問回答希望書（別添様式オ）に記入の上、ファクシミリにて申し込みください。

- (1) 受付期間 令和4年8月16日（火）～令和4年8月29日（月）まで（長崎県の休日を守る条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 申込方法 質問回答希望書（別添様式オ）に記入の上、ファクシミリにて申し込みください。
ファクシミリ送信後に、電話にて受信確認を行ってください。
- (3) 申込先 説明会参加申込書提出先と同じ
- (4) 質問への回答期間 令和4年8月22日（月）～令和4年9月5日（月）
ファクシミリまたは電子メールで質問者宛に回答するとともに、質問及び回答内容を長崎県のホームページに掲載します。

21 参加表明書の受付

募集への参加の表明を以下のとおり受け付けます。参加表明書を提出した後に辞退する際は、書面にて辞退届(任意の様式)を提出してください。

- (1) 受付期間 令和4年8月29日(月)～令和4年9月5日(月)まで(長崎県の休日
を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる
日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (2) 提出方法 参加表明書(別添様式カ)に記入の上、ファクシミリにて提出してくださ
い。
ファクシミリ送信後に、電話にて受信確認を行ってください。
- (3) 提出先 説明会参加申込書提出先と同じ

道路維持課ホームページ

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/doroi/ji/index.html>

問い合わせ先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1(県庁行政棟6階)

長崎県土木部道路維持課 管理班

: 095-894-3142 FAX : 095-820-0683

e-mail : s08130@pref.nagasaki.lg.jp

説明会参加申込書

令和 年 月 日

長崎県道路維持課長 様

申込者 住 所
法人等名
代表者氏名

8月16日（火）開催の県立都市公園指定管理者説明会に参加を申し込みます。

【参加者】

氏 名	所属・職名

氏 名	所属・職名

参加者は、一団体2名までとします。

参加申込書は8月12日（金）午後5時までに必着で提出してください。

説明会参加申込書提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3 - 1（県庁行政棟6階）

長崎県土木部道路維持課 管理班

：095-894-3142 FAX：095-820-0683

e-mail：s08130@pref.nagasaki.lg.jp

様式 2

長崎県知事 大石 賢吾 様

誓 約 書

長崎県立総合運動公園の指定管理者指定申請において、申請者の資格である以下の 1～8 の内容について、全て満たしています。なお、いずれか一つでも事実と反した場合は、失格となることに異議ありません。

以上、誓約いたします。

- 1 県内に主たる事務所を有していること。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 3 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の滞納がないこと。
- 4 国又は長崎県及びその他の地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。
- 5 長崎県が行う各種契約からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。
- 6 指定までの間において、会社法(平成17年法律第86条)475条又は644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
- 7 申請書の提出期限の日以前6月から指定管理者決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- 8 一級造園施工管理技士の資格を有する者を配置できること。

令和 年 月 日

所在地
法人等の名称
代表者氏名

印